

新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる、市立学校の令和2年度の教育活動基本方針について（令和2年4月28日改定 ゴシック下線部）

- 5月7日及び8日を、児童生徒の登校を求めない準備期間とします。
- 引き続き、学校の臨時休業の継続、段階的な再開等に向けた必要な準備を行ってください。
- 臨時休業が延長となった場合の児童生徒への学習課題の作成をお願いします。

（以下、基本方針の改定について）

- 1 入学式・入園式について（変更なし）
- 2 始業式について（変更なし）
- 3 新学期からの授業等について

神奈川県教育委員会教育長通知（子教第1064号）を踏まえ、市立学校は、入学式以降から5月6日まで臨時休校を延長する。5月11日以降の教育活動の再開については、状況の推移を見定め検討した上で、別途指示する。

教育活動の再開にあたっては、学校再開ガイドラインの「チェックリスト（参考資料1）」に基づき、児童生徒等の健康把握や施設使用の安全確認等を行い、児童生徒等の登校にあたっては毎朝家庭で検温することや、咳エチケット・手洗いうがい等の指導をする。

学習指導に関しては、「学校再開ガイドライン」に基づき、適切に対応する。

[幼稚園]

- ・5月11日以降保育を再開する場合、当初の数日間は午前日課とする見込み。

[小学校・中学校・特別支援学校]

- ・5月11日以降学校を再開する場合、当初の数日間は午前日課とする見込み。
- ・給食は5月25日以降に開始することを目途に検討する。
- ・横須賀市独自の学習状況調査は、6月17日から7月3日までに実施する予定だが、今後の授業の進捗状況を踏まえて日程を変更する場合がある。

[高等学校]

- ・臨時休業後の授業の再開については、今後の状況の推移を見定めながら、短縮授業などの教育活動を段階的に行い、再開していくことを検討する。

※ 部活動については当面休止し、再開については別途指示する。

- 4 修学旅行等の学校行事について（変更なし）
- 5 児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について（変更なし）